

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令の案に関する意見募集の結果について

平成 31 年 1 月
内閣府北方対策本部
水産庁漁政部水産経営課

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令の案について御意見を募集したところ、以下のとおり御意見をいただきました。御協力いただき、ありがとうございました。お寄せいただいた御意見への考え方は以下のとおりです。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見を適宜整理集約しておりますので御了承ください。

1. 意見募集期間

平成 30 年 12 月 8 日～平成 31 年 1 月 6 日

2. 意見の提出方法

Web フォーム、郵送又は F A X のいずれかの方法

3. 意見提出件数

8 件（個人 8 件）

4. 御意見と御意見に対する考え方

別添のとおり

御意見の要旨	御意見に対する考え方
第2条関係	
—	—
第2条の2関係	
<p>援助には色々なかたちがあるのだから、年間60万円といった金銭のみによる判断をするべきではない。地方にいる者が、家は別でも、親の介護等をしている人に承継してほしい。</p>	<p>遠隔地であっても、収入以外の方法でも、現に元島民の方々の生活の安定に主として寄与されている場合には承継が可能となります。</p>
第2条の3関係	
<p>活動主体が2世、3世が主となってきたので、元島民の子から孫への対象を広げてほしい。</p>	<p>第2条の3の「配偶者等」には、子だけではなく孫も含まれます。(法第2条第2項第5号をご参照下さい。)</p>
<p>融資の対象が、同居・世帯が異なる場合は収入と限定的すぎる。遠隔地に住んでいたとしても活用ができるようにしてほしい。介護や生活安定のための施策だけに限ってよいのか、幅が狭すぎるのではないか。今後、子や孫が必要になることから、2世・3世や後世も活用できるようにしてほしい。</p>	<p>介護・介助やその他収入以外の方法によって現に元島民の方々の生活の安定に主として寄与されている場合は、同居・別居に関わらず承継が可能となります。また本融資制度は、元島民の方々の置かれている特殊な地位に鑑みその生活の安定を図るという趣旨により設けられているものであることから、本条の対象範囲は、介護・介助その他の収入以外の方法によって、現に元島民の生活の安定に主として寄与している配偶者等について、可能な限り拡大されております。</p>
第2条の4関係	
—	—
第2条の5関係	
<p>死後の確認は原則1回とした方がよい。1回</p>	<p>生前承継において本人が1度指定を行うと資格者でなくなるとこ</p>

限りとは、1回も無いに近いと感じ、手続きに当たって大掛かりな下準備が必要と感じてしまう。	ろ、これに合わせて、死後承継における確認手続を1回限りとしております。なお手続については、現行のものを踏まえた可能な限り簡潔なものとなるよう、申請される方々の負担軽減に努めてまいります。
第2条の6 関係	
—	—
第2条の7 関係	
—	—
その他	
案文の内容でよいのではないか。	御意見ありがとうございます。
意見募集は旧漁業権者全てや旧漁業権者の相続権者からもすべきである。	元島民の方々、旧漁業権者の方々を始めとする全ての国民の方々を対象に、ご意見を募集いたしました。
<p>現行制度から複数人の指定が可能となったこと、介護等による指定が可能となったこと、融資対象者に配偶者・子・孫の配偶者に拡大されたことに賛成。</p> <p>介護等の指定について、介護者本人や指定者以外の子や家族の意見も尊重できる、現場での柔軟性を含むことが可能な制度が必要と考える。</p>	介護等による指定の際には、指定者の生活安定に主として寄与しているものであることを、指定者の配偶者や子を含む配偶者等が共同して確認することとしており、これら関係者の総意で申請いただくこととしております。
元島民は高齢者であり返済能力もないにもかかわらず融資制度を設け、また2世3世を融資対象とすべきではない。融資制度の継続自体を協議するべきではないか。	現に融資を行うに当たっては、融資を受けられる方々の返済能力審査等の必要な手続を経ております。また本融資制度は、元島民の方々の置かれている特殊な地位に鑑み、その生活の安定を図るという趣旨により設けられているものであることから、この趣旨に照ら

	し、現に元島民の方々の生活を支えている配偶者等に融資資格の承継が認められております。
--	--

※いただいた御意見は適宜集約しております。意見の分類につきましては、いただいた該当項目に沿っていない場合がございますので、ご了承下さい。なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。